

○東温市選挙人名簿等閲覧事務処理要綱

(平成 18 年 11 月 1 日選挙管理委員会告示第 17 号)

改正 平成 29 年 3 月 2 日選挙管理委員会告示第 9 号

(目的)

第 1 条 この告示は、東温市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 (これらの規定を法第 30 条の 12 において準用する場合を含む。)に規定する選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本(以下「選挙人名簿等」という。)の閲覧に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより、適切な事務処理を図ることを目的とする。

(閲覧の範囲)

第 2 条 閲覧に供する書面は、選挙人名簿等とする。

2 閲覧は、次の各号のいずれかに該当する場合に限って認めるものとする。

(1) 選挙人が、特定の選挙人について選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認(以下「登録の確認」という。)をするために閲覧する場合

(2) 公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。)又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。以下同じ。)を行うために次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める者が閲覧する場合

ア 選挙人名簿等の閲覧の申出をする者(以下「申出者」という。)が公職の候補者等である場合 当該申出をした公職の候補者等又は公職の候補者等の指定する者

イ 申出者が政党その他の政治団体である場合 当該申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの又は法第 28 条の 2 第 10 項に規定する承認法人閲覧事項取扱者で、当該申出をした政党その他の政治団体が指定するもの

(3) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める者が閲覧する場合

ア 申出者が国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿等の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの

イ 申出者が法人である場合 選挙人名簿等の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの

ウ 申出者が個人である場合 選挙人名簿等の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を拒むことができる。

- (1) 選挙人名簿等の閲覧により知り得た事項（以下「閲覧事項」という。）を不当な目的に利用されるおそれがある場合
- (2) 閲覧事項を適切に管理することができないおそれがある場合
- (3) 個人の基本的な人権及びプライバシー等を侵害するおそれがある場合
- (4) 閲覧制度の趣旨を逸脱した不当な目的のために使用されるおそれがある場合
- (5) その他閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認める場合
(閲覧の中止等)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を中止させ、閲覧の時期を変更させ又は閲覧を拒否することができる。

- (1) 事務に支障があると認められる場合
- (2) 多数の者が一時に閲覧の申出をし、選挙人名簿等の使用が競合する場合
- (3) 委員会の指示に従わない場合

(閲覧の申出)

第4条 選挙人名簿等を閲覧する必要がある旨の申出は、申出者が次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める書類を委員会に提出してしなければならない。

- (1) 第2条第2項第1号の申出をする場合 選挙人名簿等閲覧申出書
(登録の確認) (様式第1号)
- (2) 第2条第2項第2号の申出をする場合 選挙人名簿等閲覧申出書
(政治活動) (様式第2号)
- (3) 第2条第2項第3号の申出をする場合 選挙人名簿等閲覧申出書
(調査研究) (様式第3号)

2 前項の申出(第2号及び第3号に規定する場合に限る。)については、次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、衆議院議員若しくは参議院議員又は本市の議会の議員若しくは長若しくは愛媛県の議会の議員若しくは長の職にある者が所属している政党その他の政治団体が申出者である場合においては、第2号イに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 公職の候補者等である申出者(申出者が公職にある者である場合を除く。)が政治活動を行うために閲覧の申出をする場合にあっては、当該申出者が公職の候補者になろうとする者であることを示す資料
- (2) 政党その他の政治団体である申出者が政治活動を行うために閲覧の申出をする場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 当該申出者に係る政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出書の写し
 - イ 当該申出者の政治活動の実績を示す資料
- (3) 前項第3号に掲げる場合にあっては、調査研究の概要及び実施体制を示す資料

3 選挙人名簿等の閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)が選挙人名簿等を閲覧するに当たっては、次の各号に掲げるいずれかの書類を委員会に提示しなければならない。

- (1) 国等が交付した書類であって、当該閲覧者の写真をはり付けてあるもの
- (2) 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に

規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び委員会が適当と認める書類

4 前項の規定にかかわらず、申出者が国等の機関である場合にあっては、閲覧者は、当該国等の職員であることを証明する書類を委員会に提示しなければならない。

5 前3項に規定するもののほか、委員会は、必要と認めるときは関係書類等の提出を求めることができる。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧は、委員会の執務場所又は委員会が指定する場所において、執務時間内に行わなければならない。

(閲覧の方法)

第6条 閲覧は、読取り又は筆記によるものとする。

2 閲覧者は、抄本を丁重に扱い、破損、汚損又は加筆をしてはならない。

(申出者等の責務)

第7条 申出者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、閲覧者及び申出者が指定した閲覧事項を取り扱わせる者に対して閲覧事項の漏えいの防止その他閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 閲覧事項が不当な目的に使用されることがないように管理について十分注意すること。

(2) 閲覧事項を閲覧目的以外に使用しないこと。

(委員会に対する報告等)

第8条 申出者又は閲覧者は、次の各号に掲げる事項に関して、委員会に報告又は連絡をしなければならない。

(1) 選挙人名簿等の記載事項に誤記、脱漏等を発見したとき。

(2) 閲覧目的の事務事業又は調査活動が終了し、結果調、集計表等を作成したとき。

(3) 委員会から閲覧によって作成した資料の所持、保管状況等について照会があったとき。

(閲覧資料の返還)

第9条 委員会は、申出者、閲覧者又は閲覧事項を取り扱うものがこの告示に違反した場合は、閲覧によって作成した資料の全てについて返還を求めることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、閲覧に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前に申請のあった場合で、閲覧の日が平成18年11月1日以後となる場合は、従前の例による。

附 則(平成29年3月2日選挙管理委員会告示第9号)

この告示は、平成29年3月2日から施行する。

別記様式(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

選挙人名簿等閲覧申出書(登録の確認)

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

選挙人名簿等閲覧申出書(政治活動)

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

選挙人名簿等閲覧申出書(調査研究)

[別紙参照]